

振興基準

○振興基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第2 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 知的財産の保護及び取引の適正化</p> <p>(1) 委託事業者及び中小受託事業者は、<u>「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」</u>（以下「知財取引指針」という。）【P:「<u>知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針</u>」(案)及び「<u>契約書ひな形</u>」(案)に対する意見募集について」(令和8年3月30日)にて意見募集に付されている指針を前提とした記載である。今後、意見募集を受けて当該指針の名称に変更があった場合には、当該変更内容に合わせて振興基準の記載内容も変更するものとする。】に基づき、知的財産権等（知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）をいう。以下同じ。）に係る取引を行うものとする。その際、知的財産権等の取扱いに係る取引条件の明確化のため、<u>知財取引指針</u>附属資料「<u>契約書ひな形</u>」の活用を推奨する。また、委託事業者は、<u>知財取引指針</u>に問題となり得る事例として掲げられている行為を行わないものとする。</p> <p>(2) 中小受託事業者は、自らが権利を有する知的財産について、特許権、著作権等の知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。</p>	<p>第2 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 知的財産の保護及び取引の適正化</p> <p>(1) 委託事業者及び中小受託事業者は、<u>「知的財産取引の適正化について」</u>(令和3年3月31日 20210319中庁第6号)を踏まえ、「<u>知的財産取引に関するガイドライン</u>」(以下「<u>知財ガイドライン</u>」)という。)に掲げられている「<u>基本的な考え方</u>」に基づき、知的財産権等（知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）をいう。以下同じ。）に係る取引を行うものとする。その際、知的財産権等の取扱いに係る取引条件の明確化のため、<u>知財ガイドライン</u>附属資料「<u>契約書ひな形</u>」の活用を推奨する。</p> <p>(2) <u>知的財産の保護</u></p> <p>① 中小受託事業者は、自らが権利を有する知的財産について、特許権、著作権等の知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>(3) 委託事業者は、中小受託事業者が秘密として管理する情報について、事前の承諾を得ることなく取得し、又は開示を強要してはならないものとする。</u></p> <p><u>(4) 委託事業者及び中小受託事業者は、知的財産権等の取扱いに関し、契約内容を明確化し、書面等により契約を締結するものとする。その際、委託事業者は、中小受託事業者の事業活動に影響を及ぼすことのないよう、迅速に契約を締結するものとする。</u> 〔取扱いを明確にすべき事項〕</p> <p><u>① 知的財産権等に係る対価の決定方法</u></p> <p><u>② 知的財産権等の権利の所在、二次利用、貸与等に係る対価及びその許諾等の手続</u></p> <p><u>③ 秘密保持義務等の期間</u></p> <p><u>(5) 委託事業者は、中小受託事業者から著作権の譲渡を受ける場合であっても、著作者人格権は一身専属的な権利であり、中小受託事業者に対し譲渡を求めることはできないことに留意するとともに、十分な協議を行うことなく、著作者人格権の不行使を求めないものとする。</u></p> <p>1 1 取引の適正化のための体制整備 委託事業者は、調達に係る責任者から担当者に至るまで、受託取引を行う上で必要な関係法令等（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号。以下「取適法」という。）、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）、本基準及びパートナーシップ構築宣言（パートナーシップ構築宣言を行っている委託事業者に限る。）に対する理解を深めるよう、社内における研修、啓発、教育等を十分に実施する体制を整備するものとする。<u>また、適</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>② 委託事業者及び中小受託事業者は、知的財産権等の取扱いに関し、契約内容を明確化し、書面等により契約を締結するものとする。その際、委託事業者は、中小受託事業者の事業活動に影響を及ぼすことのないよう、迅速に契約を締結するものとする。</u> 〔取扱いを明確にすべき事項〕</p> <p><u>イ 知的財産権等に係る対価の決定方法</u></p> <p><u>ロ 知的財産権等の権利の所在、二次利用、貸与等に係る対価及びその許諾等の手続</u></p> <p><u>ハ 秘密保持義務等の期間</u></p> <p><u>(3) 知的財産権の譲渡等の適正化</u> 委託事業者は、中小受託事業者から著作権の譲渡を受ける場合であっても、著作者人格権は一身専属的な権利であり、中小受託事業者に対し譲渡を求めることはできないことに留意するとともに、十分な協議を行うことなく、著作者人格権の不行使を求めないものとする。</p> <p>1 1 取引の適正化のための体制整備 委託事業者は、調達に係る責任者から担当者に至るまで、受託取引を行う上で必要な関係法令等（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号。以下「取適法」という。）、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）、本基準及びパートナーシップ構築宣言（パートナーシップ構築宣言を行っている委託事業者に限る。）に対する理解を深めるよう、社内における研修、啓発、教育等を十分に実施する体制を整備するものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>切な価格転嫁を受け入れた調達部門等の担当者が、正当に評価される人事評価制度の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対価の決定の方法の改善</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 委託事業者は、協賛金、協力金、陳列応援の要請、センターフィーの提供要請、試作品又はサンプルの作成要請その他名目のいかんを問わず、中小受託事業者に対し金銭、役務その他の経済上の利益の提供を要請する場合には、あらかじめ負担額及びその算出根拠、用途、対価を含めた提供の条件等を明確にした上で、中小受託事業者の直接的な利益に十分に配慮して協議を行い、書面等により合意するものとする。また、委託事業者は、取引対価の決定の際、取引の対象となる物品・役務に係る特許権、著作権等その他知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術等に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。<u>なお、知的財産権等に係る取引においては、特定の対価設定方法を当然の前提とせず、知財取引指針の基本的な対応方針や実践例において掲げられている対価設定方法を参照するよう努めるものとする。</u></p> <p>(6)~(9) (略)</p> <p>3~5 (略)</p>	<p>第3 (略)</p> <p>第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対価の決定の方法の改善</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 委託事業者は、協賛金、協力金、陳列応援の要請、センターフィーの提供要請、試作品又はサンプルの作成要請その他名目のいかんを問わず、中小受託事業者に対し金銭、役務その他の経済上の利益の提供を要請する場合には、あらかじめ負担額及びその算出根拠、用途、対価を含めた提供の条件等を明確にした上で、中小受託事業者の直接的な利益に十分に配慮して協議を行い、書面等により合意するものとする。また、委託事業者は、取引対価の決定の際、取引の対象となる物品・役務に係る特許権、著作権等その他知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術等に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。</p> <p>(6)~(9) (略)</p> <p>3~5 (略)</p>

改正後	改正前
<p>6 金型、樹脂型、木型等の型又は治具に係る取引条件の改善</p> <p>(1) <u>委託事業者は、中小受託事業者に型（金型、樹脂型、木型等の型又は治具をいう。以下同じ。）等を保管させる場合、あらかじめ型等の保管費用の支払に係る覚書の締結に努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>委託事業者は、部品等の製造委託に関し、以下に掲げる行為を始めとし、取適法運用基準にも違反行為事例として掲げられている、型等の無償保管要請を行わないことを徹底する。</u> <u>[型等の保管に関する望ましくない事例]</u></p> <p>① <u>型等を用いて製造する製品の発注を1年間以上行わないにもかかわらず、中小受託事業者に当該型等は無償で保管させること。</u></p> <p>② <u>中小受託事業者から型等の廃棄や引取り等の希望を伝えられているにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該型等は無償で保管させること。</u></p> <p>③ <u>型等を用いて製造する製品について今後1年間の具体的な発注時期を示せない状態になっているにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該型等は無償で保管させること。</u></p> <p>④ <u>型等を用いて製品が製造された後、当該型等を改めて使用する予定がないにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該型等は無償で保管させること。</u></p> <p>(3) <u>委託事業者は、型等の保管費用について、中小受託事業者からの請求の有無にかかわらず、保管期間に応じて支払う必要がある点に留意するものとする。</u></p>	<p>6 金型、樹脂型、木型等の型又は治具に係る取引条件の改善</p> <p>(1) <u>委託事業者及び中小受託事業者は、「型取引の適正化について」（令和2年1月17日 20200110中第2号）を踏まえ、「型取引の適正化推進協議会報告書」（令和元年12月 型取引の適正化推進協議会）に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」に基づき、型（金型、樹脂型、木型等の型又は治具をいう。以下同じ。）に係る取引を行うものとする。その際、型に係る取引条件の明確化のため、取決め事項の書面化を進める参考例として示している同通達附属資料「型の取扱いに関する覚書」の活用を推奨する。</u></p> <p>(2) <u>委託事業者は、取適法運用基準に違反行為事例として掲げられている「型・治具の無償保管要請」を行わないことを徹底する。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>7 (略)</p> <p>第5～第7 (略)</p> <p>第8 受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 支援施策の活用 委託事業者及び中小受託事業者は、取適法に関する講習会又はシンポジウムに積極的に参加するよう努めるとともに、「<u>知財取引指針</u>」附属資料「契約書ひな形」、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」をはじめとする、価格交渉その他の取引適正化に関するハンドブック、事例集等の活用を推奨する。また、中小受託事業者は、取引かけこみ寺における窓口相談又は弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を活用するよう努めるものとする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>7 (略)</p> <p>第5～第7 (略)</p> <p>第8 受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 支援施策の活用 委託事業者及び中小受託事業者は、取適法に関する講習会又はシンポジウムに積極的に参加するよう努めるとともに、「<u>型取引の適正化について</u>」附属資料「<u>型の取扱いに関する覚書</u>」や「<u>知的財産取引の適正化について</u>」附属資料「契約書ひな形」、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」をはじめとする、価格交渉その他の取引適正化に関するハンドブック、事例集等の活用を推奨する。また、中小受託事業者は、取引かけこみ寺における窓口相談又は弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を活用するよう努めるものとする。</p> <p>6 (略)</p>